第４章：分野別構想

分野別の都市づくりの方針は、本市の都市づくりの目標の実現に向けて、大きく次のような４項目に分けて示すこととします。

１．土地利用の方針

豊かな自然環境の保全･活用と都市的土地利用の調和した秩序ある土地利用に関する基本的な考え方です。

２．都市基盤施設の整備方針

市内及び他都市とを結ぶ道路網、公園や緑地、公共下水道等供給処理施設など、都市基盤施設の整備に関する基本的な考え方です。

３．自然環境、景観等の整備・保全の方針

豊かな自然環境と良好な景観を守りながら、本市が有する自然・歴史文化・観光資源などを整備・活用するための基本的な考え方です。

４．安全安心まちづくりに関する方針

自然災害への対応、治安の維持など安全安心に暮らすための基本的な考え方です。

■分野別の都市づくりの方針と都市づくりの目標

都市づくりの目標＼分野別の方針	1. 都市と自然が調和した暮らしやすいまちづくり	2. ひとと地域が「ふれあい・つながる」まちづくり	3. 地域の特性や資源を活かした活力あるまちづくり	4. 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり	5. 豊かな自然、歴史、文化を活かしたまちづくり
1.土地利用の方針	○秩序ある土地利用の誘導 ○くつろぎ、ゆとりある定住環境の形成 ○自然地、農地の保全・活用		○市域全体の活性を促す商業・業務機能の誘導 ○企業誘致にあわせた立地環境の形成		○都市計画区域外の方針
2.都市基盤施設の整備方針		○効率的な道路ネットワークの形成 ○公園・緑地の充実とネットワーク化 ○生活を支える供給処理施設の基盤整備促進		○利便性の高い交通手段の確保 ○市民の生活を支える施設やサービスの充実	
3.自然環境、景観等の整備･保全の方針			○歴史文化･観光資源等の活用と交流人口の創出		○豊かな自然環境の保全・活用 ○都市と自然が調和した美しい景観の形成 ○歴史文化・観光資源等の活用と交流人口の創出
4.安全安心まちづくりの方針				○災害に強いまちづくり ○安心して暮らせるまちづくり ○人にやさしいまちづくり	

１．土地利用の方針　－秩序ある土地利用の誘導－

（１）秩序ある土地利用の誘導

・用途指定地域における適正な市街化の誘導と用途無指定地域における無秩序な市街化の抑制を図り、多様な都市機能が集積した集約型のまちづくりを進め、沼田の風土を育んできた田園や自然環境の保全につとめ、秩序ある土地利用の誘導を目指します。

①用途指定地域内の基本方針

用途指定地域において多様な都市機能の集積を図り、集約型のまちづくりを進めます。

・適正な用途地域の指定、変更により無秩序な市街化を抑制し、地域の特性に応じて土地利用の純化と複合化を進め、秩序ある効率的な土地利用の誘導を図ります。
・用途地域内の市街化を誘導・促進し、用途無指定地域から人口の流入に努めます。
・人口密度が比較的低い住居系・商業系の用途地域において適正な土地利用と都市機能の集積を進め、用途地域内の定住人口の増加を促進し、にぎわいと活力のある集約型の市街地構造の実現を目指します。
・公益施設の移転・再編等に伴い土地利用方針が見直される場合は、用途地域の変更を検討します。

②用途無指定地域の基本方針

市街化の抑制を図り、農林業施策と連携して、田園や集落環境の維持・保全に努めます。

・用途無指定地域では、農業振興地域農用地区域が大半を占めるものの、現状では都市的な土地利用が混在しているため、農林業施策との連携・調整を図り、無秩序な開発を抑制し、緑豊かで美しい田園集落環境の維持・保全に努めます。

土地利用方針図

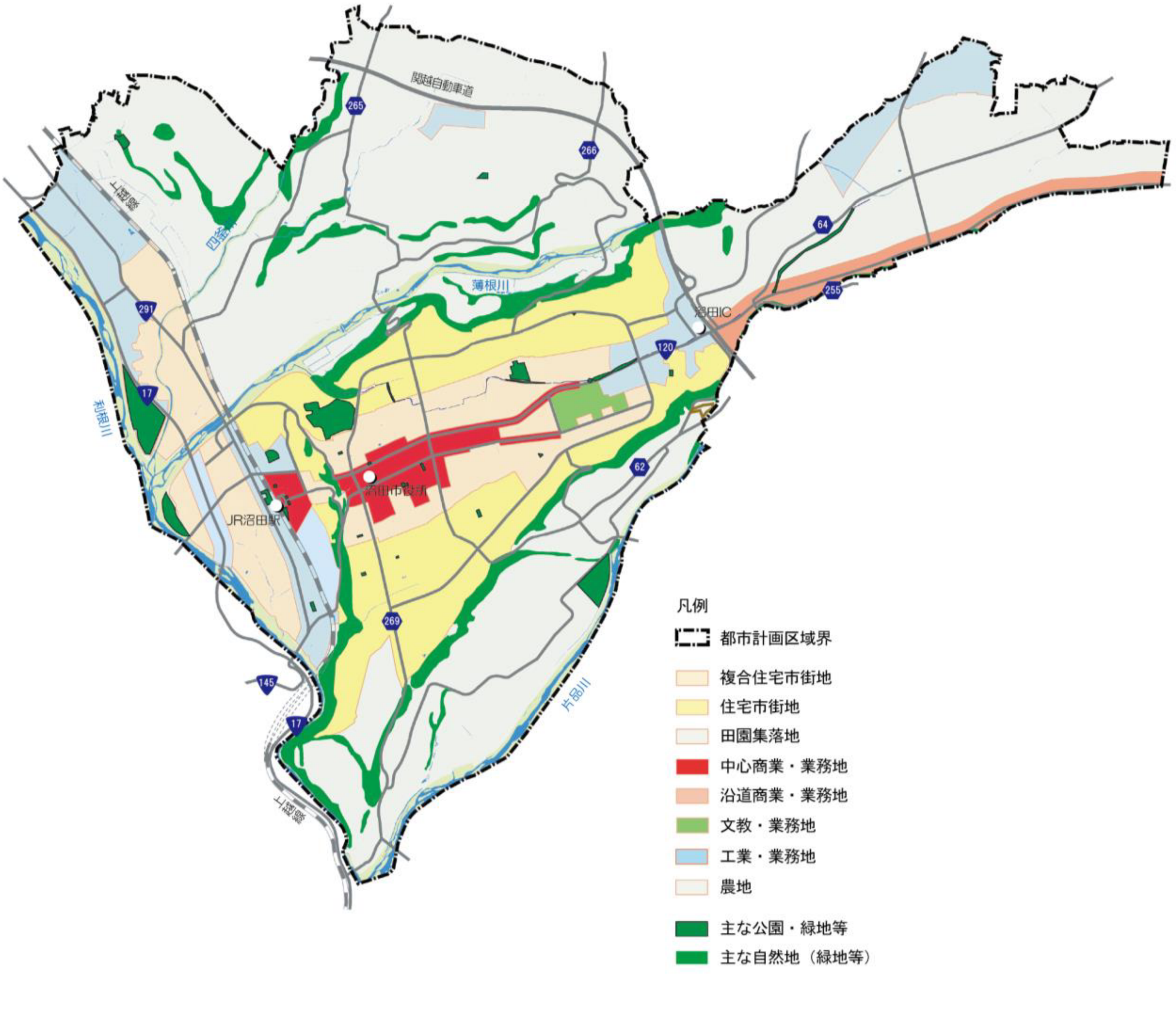
関越自動車道
265
266
上越線
四釜川
薄根川
沼田IC
120
64
255
291
17
利根川
62
沼田市役所
JR沼田駅
269
145
17
片品川
上越線
凡例
都市計画区域界
複合住宅市街地
住宅市街地
田園集落地
中心商業・業務地
沿道商業・業務地
文教・業務地
工業・業務地
農地
主な公園・緑地等
主な自然地（緑地等）

（２）くつろぎ、ゆとりある定住環境の形成

・現在の住宅系用途地域を中心に、住宅と商業・業務等が調和した利便性の高い複合住宅市街地と、多様な世代・世帯が安全で快適に暮らすことができる住宅市街地の形成を目指します。

・用途無指定地域では、良好な集落環境の維持・保全に努めます。

①複合住宅市街地

住宅と商業・業務等が調和し、職住が近接した利便性の高い居住環境の形成を目指します。

・環状線の内側で中心市街地に隣接する地域では、住宅を主体としながら商業・業務、医療・福祉等の機能の充実を図り、職住が近接した利便性の高い市街地の形成を目指します。
・国道 17 号・国道 291 号の沿道地域では、交通利便性を活かした沿道商業施設や業務施設と、後背の住宅地が調和して共存する複合住宅市街地の形成を目指します。

②住宅市街地

良好な居住環境を保全し、多様な世代・世帯が安全で快適に暮らすことのできる住宅市街地の創出に努めます。

・環状線周辺や河岸段丘の斜面緑地に隣接する地域では、戸建住宅を主体としながら、中高層の共同住宅や小規模な店舗などが共存する良好な居住環境の保全を目指します。
・生活道路の改善、緑地や広場などの整備を進め、多様な世代・世帯が快適に暮らすことのできる住宅市街地の創出に努めます。

③田園集落地

農林業施策と連携して、無秩序な開発を抑制し、集落環境の維持・保全に努めます。

・用途地域が指定されていない田園集落地では、農林業施策との連携により優良農地と営農環境の維持・保全に努め、無秩序な開発を抑制します。
・点在する集落については、低層戸建て住宅を中心とした、ゆとりある居住環境の維持・保全に努めます。

（３）市域全体の活性化を促す商業・文教・業務機能の誘導

・中心市街地やＪＲ沼田駅前、幹線道路の沿道地域等、市民の生活を支える中心的な地域では、商業・業務地にふさわしい都市機能の集積や再編を促進し、交流拠点として、利便性の高い、にぎわいのある市街地の形成を目指します。

①中心商業・業務地

集客・交流機能の集積・再編を促進し、回遊性の高い、活気とにぎわいのある商業・業務地の再生に努めます。

・都市計画道路沼田日光線、沼田中央線など沿道の商業地域では、市全体の活性化を促進するために、商業・業務、教育文化、住宅等の多様な都市機能の充実を図り、回遊性が高く、にぎわいのある良好な街並み景観を形成する魅力的な商業・業務地の再生に努めます。
・ＪＲ沼田駅前周辺の地域では、駅前広場の整備に併せて、利便性の高い商業施設の誘導、既存施設の更新、良好な街並み景観の形成などについて対策を検討し、人や情報の交流拠点として、親しみのある商業・業務地の形成を目指します。

②文教・業務地

公的集客施設・教育施設などの集積を図り、心身を豊かにし、潤いと安らぎある文教・業務地の形成に努めます。

・市民体育館、保健福祉センター、利根沼田文化会館や学校施設が集まる一帯では、スポーツ・文化・教育などの公的集客施設や文教施設の集積を図り、中心市街地やＪＲ沼田駅などと連携して、多くの人に心身の潤いと安らぎを与え、こころ豊かに暮らすことのできるまちづくりの一端を担う、文教・業務地の形成を図ります。

③沿道商業・業務地

広域的な集客・交流機能を適切に誘導し、魅力的な商業・業務地の形成に努めます。

・用途地域が指定されていない沼田ＩＣ以東の国道 120 号沿道は交通利便性が高く、商業施設や業務施設、観光施設等が立地した地域を形成しているため、今後は、中心市街地の活性化や商業・業務の集積動向などを勘案しながら、観光地を結ぶ「日本ロマンチック街道」にふさわしい、ゆとりとうるおいのある沿道商業・業務地の形成を目指し、施設の立地や土地利用に関する規制・誘導策について検討します。

（４）企業誘致にあわせた立地環境の形成

・工業専用地域においては、企業誘致と立地動向に応じて、基盤整備と土地利用のあり方について検討します。
・工場や業務施設が集積している地域では、周辺環境との調和に配慮し、良好な立地環境の整備に努めます。

①工業専用地域内の工業・業務地

企業誘致にあわせ、地域の基盤整備等を検討します。

・横塚工場適地のある工業専用地域では、大規模用地の有効利用を図るため、企業誘致にあわせ基盤整備等を検討します。
・企業の立地動向などに応じて、職住近接の実現や交流人口の増加等を図るため、土地利用のあり方について検討します。

②工業地域及び準工業地域内の工業・業務地

周辺市街地に配慮しつつ、交通利便性を活かした工業・業務地の形成に努めます。

・沼田ＩＣ周辺の準工業地域、国道 17 号・国道 291 号沿道の工業地域及び準工業地域では、交通利便性を活かした流通機能を有する工業・業務施設の立地を整備・促進します。
・地区計画制度などの適正な規制・誘導策について検討を行い、周辺の住環境と調和のとれた工業・業務機能の集積を目指します。

③その他の工業・業務地

周辺の田園集落地との調和に配慮した、工業・業務環境の維持・形成に努めます。

・北部工業団地など、用途無指定地域に立地する工業団地については、周辺の田園集落地との調和に配慮した良好な工業・業務環境の維持・形成に努めます。

（５）自然地、農地の保全・活用

・河川や河岸段丘の斜面緑地などの自然地、農業振興地域農用地区域をはじめとする優良農地については、関係部局と調整を図り、基本的に維持・保全に努めます。
・良好な水辺や身近な樹林地、遊休農地などの活用策について、関係部局と協議していきます。

①自然地

樹林地や河川等の自然地について、保全・活用策などを関係部局と協議していきます。

・河川や市街地を縁取る河岸段丘の斜面緑地などは、生物の生息域として、市街地にうるおいを与える貴重な緑として、維持・保全に努めます。
・良好な水辺や身近な樹林地については、市民の憩いの場としての活用策などを、関係部局と協議していきます。

②田園集落地内の農地

優良農地や営農環境の維持・保全などについて、関係部局と協議していきます。

・農業振興地域農用地区域の優良農地及び営農環境の維持・保全について、関係部局と協議していきます。
・今後の農林業の動向に留意し、農林業施策と連携した遊休農地の活用や農地の集約化等について関係部局と協議していきます。

（６）都市計画区域外の方針

・市街化の可能性が高い地域においては、今後の開発動向を見ながら、県との協議や農林業施策と調整を行い、都市計画区域への編入について検討します。

・観光地等では、関係者の意向やまちの状況に配慮し、県と協議を行い準都市計画区域等の適用について検討します。

・山間地域の生活機能を維持するための拠点形成を検討します。

①都市計画区域への編入検討

市街化の動向を見ながら、都市計画区域への編入について検討します。

・都市計画区域外においては、田園集落地の維持・保全を基本とします。市街化が進行している地域については、今後の開発動向に留意するとともに、都市計画区域への編入等を検討し、大型商業施設や風俗店等の立地の規制を図り、適正な土地利用の誘導を目指します。
・都市計画区域の境界が、現況の地形や住民の生活圏域と異なっている地域については、都市計画区域への編入について検討します。

②準都市計画区域等の適用検討

都市計画の観点から、良好な地域交流拠点や観光地の形成を目指します。

・利根支所周辺や老神温泉等では、地域の交流拠点や観光地にふさわしい環境を創出するため、地元関係者の意向等を踏まえ、準都市計画区域の適用について検討します。
・吹割の滝周辺や老神温泉等及び連絡する幹線道路の沿道については、観光地にふさわしい良好な景観形成の誘導策を検討します。
・農地、水源涵養保安林、国有林等については、農林業施策や国・県の方針に準拠して、美しく豊かな田園環境・自然環境の維持・保全に努めます。

③生活拠点形成の検討

山間地域の生活機能の維持を目指します。

・人口減少や高齢化が進展する中、公益機能の維持を図るため、山間地域における生活拠点形成の検討を行います。

２．都市基盤施設の整備方針　－利便性の高い都市基盤施設の整備－

（１）効率的な道路ネットワークの形成

・集約型の都市構造を実現するために、国道・県道・市道の連携による効率的な道路ネットワークの形成を図り、市内の拠点や主要施設との連絡性を高め、市民生活や地域の活性化を目指します。

・都市計画道路については、社会状況の変化に伴う交通需要の変化に対応し、必要に応じて見直しを検討します。

・道路の整備状況や交通量の変化等を把握し、通過交通の処理や市内各地との連絡性の向上など、各道路の機能に応じた整備・改良に努めます。

①広域都市間連絡道路

周辺都市との連絡性を高めるため整備促進の協議を進めます。

・通過交通の処理機能の向上と周辺都市との連絡性を高めるため、現在２車線で暫定供用されている国道 17 号の４車線化について、関係機関との協議を進めます。

②都市骨格道路

重要な骨格道路であるため、整備促進の協議を進めます。

・骨格道路の整備促進を図るため、国道 120 号、国道 291 号の改良整備について、関係機関との協議を進めます。
・川田地区へのアクセス性の強化と活性化を図るため、国道 145 号の改良整備について、関係機関と協議を進めます。

③地域連絡道路

市民生活を支える道路の整備とネットワークの形成を図り、都市計画道路の整備を検討します。

・県道をはじめ、隣接都市や市内各地を結びつける道路について、関係機関と協議を進め、効率的な道路ネットワークの形成を目指します。
・都市計画道路で長期未着手路線や区間等について、関係機関と協議を行い、効率的な整備を検討します。

④市街地連絡道路

地域の状況に応じた道路整備の優先順位、都市計画道路の整備を検討します。

・市内移動の効率化や生活の利便性の向上を図るため、道路整備状況や地域の実情、整備の緊急性等に基づき、路線整備の優先順位を検討します。
・都市計画道路で長期未着手の路線や区間等について、関係機関と協議を行い、効率的な整備を検討します。

道路ネットワークの整備方針図

（２）公園・緑地の充実とネットワーク化

・現行の緑の基本計画を踏まえ、市街地の骨格をかたちづくる利根川、片品川、薄根川等の河川環境、本市の特徴である雄大な河岸段丘の斜面緑地、良好な田園環境の保全を図るとともに、拠点となる公園や身近な緑地などを適切に配置し、公園・緑地空間の充実を目指します。

・公園や緑地、水辺、地域の公共施設の緑化と、散策路やサイクリングロード、並木道などを活用した緑のネットワークづくりを進め、緑豊かで歩いて楽しい市街地環境の形成を目指します。

①身近な公園・緑地の適切配置

現行の緑の基本計画を踏まえ、身近な公園・緑地を適切に配置します。

・現行の緑の基本計画を踏まえ、市街化の動向や緑地の充足度等のバランスを勘案し、身近な憩いの場や災害時の避難場所等となる、誰もが安心して利用できる公園・緑地を適切に配置します。
・市街地整備等が行われる場合は、身近な公園・緑地の確保、沿道緑化や施設緑化などを促進するよう、開発事業者等に対して適切に指導・誘導を行います。

②拠点的公園の機能充実

本市を代表する拠点的な公園は、周辺施設との連携強化と機能の充実を目指します。

・沼田公園は本市の歴史や文化を伝える拠点的な公園であり、中心市街地に近接する貴重な緑地として、適切に維持・管理を行います。また、公園と中心市街地の回遊性を高めるとともに、園内施設等の充実を目指します。
・運動公園は適切な維持・管理を行うとともに、利用実態等を踏まえて、施設などの改良を検討します。
・十王公園や城堀川緑地は、市民の身近な憩いの場として、公園機能の充実を目指します。
・（仮称）利南運動広場は、沼田公園長期整備構想に基づき、野球場及びテニスコートの移転に係わる代替施設を都市公園として、野球場、テニスコート、ジョギング・ウォーキングコースや芝生広場を市民の憩いの場として整備します。

③特色ある公園づくりの促進

多様化するレクリエーション需要にこたえ、特色ある公園づくりを進めます。

・市民の生活スタイルの変化、余暇活動の多様化を勘案して、健康増進のためのスポーツ公園、自然観察や屋外活動が行える公園、歴史・文化を活かした城址公園など、特色ある公園づくりを進め、市民の交流や余暇活動を促進します。

④緑のネットワークづくり

公園や施設を連絡する緑のネットワークづくりを進めます。

・歴史文化資源周辺の緑化、公共施設の緑化、沿道緑化などを促進し、それぞれの緑地をつなぐことによって面に広がる緑豊かな市街地環境形成を目指します。
・市街地内の施設を結びつける散策路やサイクリングロード、並木道などを活用し、市内を快適に歩ける緑のネットワークづくりを進めます。

公園・緑地の整備・保全方針図

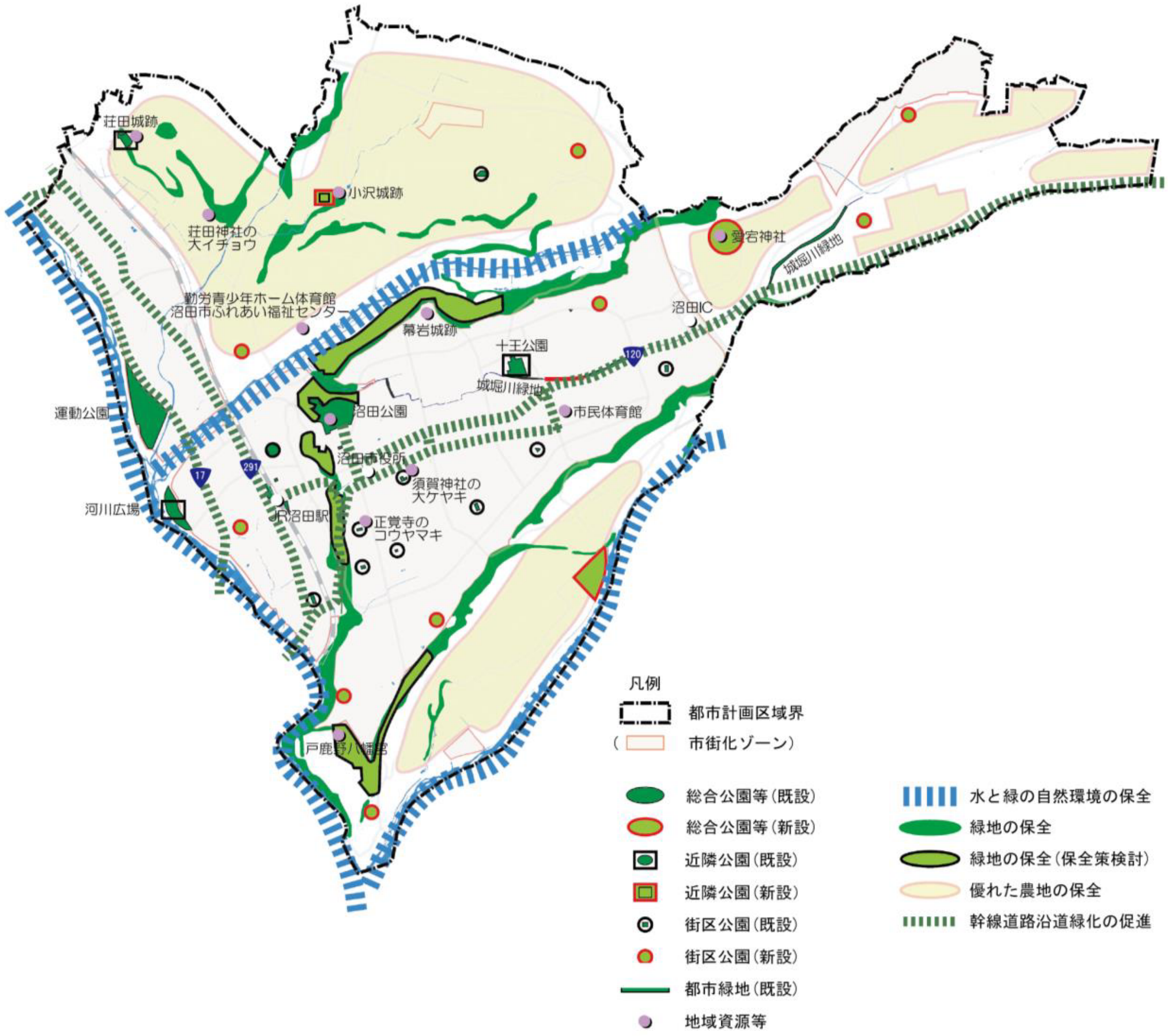

（３）生活を支える供給処理施設の基盤整備促進

・上下水道、雨水排水等の整備については、各施設の整備計画、地域の開発状況、地形条件等を考慮して、安全で衛生的な基盤整備を進めます。

①水道整備

今後推測される給水人口の減少による浄水場機能の適正化、施設更新及び簡易水道事業との経営統合等を検討し、全市民へおいしい水の供給に努めます。

・上水道、簡易水道ともに今後益々給水人口は減少していくと考えられることと併せ、浄水場施設の老朽化、機能の適性化に配慮し、上水道と簡易水道の施設の連結、経営の統合を検討し持続可能な水道事業経営に努めます。
・経年劣化した施設や設備については、建設年度や地域の状況等に応じて優先順位を検討し、改良に努めます。

②下水道整備

流域関連公共下水道事業の計画的な事業展開、合併処理浄化槽の設置推進等に努めます。

・下水道整備にあたっては、流域関連公共下水道の未整備地区について、優先順位を検討し計画的に整備を実施します。また、汚水処理人口普及率向上のため、合併処理浄化槽設置整備の促進に努めます。
・整備の完了している特定環境保全公共下水道及び農業集落排水については適切な維持管理を実施し、経年劣化した施設や設備については、建設年度や地域の状況等に応じて優先順位を検討し、改築、更新等に努めます。

③雨水排水整備

下水道（雨水）事業計画に基づき、計画的な整備に努めます。

・下水道（雨水）事業計画に基づいて、地質や地形条件、農地の宅地化等を考慮し、浸水被害の状況により優先順位を検討のうえ、幹線の計画的な整備に努めます。

④ごみ処理施設等の整備促進

ごみ排出量の軽減を図るため、関係機関との協議を進めます。

・市民の理解のもとに、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化と再資源化を継続的に推進します。
・ごみ処理施設等の整備については、群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、関係機関と協議を進め、施設の円滑な整備促進に努めます。
・し尿処理については、下水道整備に併せて解消を図り、未整備の区間については収集・処理を継続して行います。

（４）利便性の高い交通手段の確保

・鉄道やバス等の公共交通機関は、誰もが利用でき、自家用車に比べて地球環境への負荷が少ない重要な移動手段であることから、より利便性を高め、誰もが安心して移動することができる公共交通環境の形成を目指します。

①鉄道の利便性向上

利便性を高めるため、輸送力強化などを鉄道事業者に働きかけ、駅施設の整備に向けた協議を進めます。

・通勤、通学をはじめ、来訪者などの鉄道利用者の利便性を向上させるため、輸送力強化やダイヤの改正を鉄道事業者に働きかけます。駅施設の整備や新幹線駅との移動の円滑化について関係機関と協議を進めます。
・ＪＲ沼田駅では、駅前広場の整備により交通結節機能が強化されたことから、パーク・アンド・ライドの促進に努めます。

②バス等の利便性向上

誰もが「日常生活の足」として利用できるよう、利便性の高い運行環境の形成を目指します。

・地域内の移動手段として、利用者ニーズに合ったより利便性の高いバス路線網の再編や、多様かつ柔軟なバス等の運行について検討を進め、誰もが日常生活の足として利用できる運行環境の形成を目指します。
・都市間の移動手段となる高速バスの充実について、運行事業者に協力を求めていきます。

（５）市民の生活を支える施設やサービスの充実

・行政施設、医療・福祉施設、教育施設、生涯学習・文化施設、集会所等のコミュニティ施設、健康増進に係るスポーツ施設等、市民の生活を支援する施設については、利用実態を考慮して、市内各所へ適切に配置するように努めます。また、施設及び周辺のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。
・少子化に伴い学校施設の統廃合が進む中、被統合施設を地域コミュニティ施設や医療・福祉施設へ転用するなどの活用策について検討し、市民生活の利便性向上と地域社会の活性化を促します。

３．自然環境、景観等の整備・保全の方針－地域資源の活用と交流人口の創出－

（１）豊かな自然環境の保全・活用

・本市の地形的特徴である利根川、片品川、薄根川などの河川や河岸段丘の斜面緑地、迦葉山や子持山、雨乞山、皇海山等の山林や山並みなど、市民や来訪者に親しみのある本市特有の自然環境の維持・保全を図り、市民に身近な憩いの場として、活用に努めます。

①緑地環境の保全

河岸段丘の斜面緑地等は市街地にうるおいを与える貴重な緑地として維持・保全に努めます。

・河岸段丘の斜面緑地及び丘陵地の山林は、市街地にうるおいを与える貴重な緑地として、維持・保全に努め、身近な憩いの場として活用を図ります。
・迦葉山や皇海山等山々の水源涵養保安林や国有林等については各法制度に従って管理を行い、民有林については関係機関と協力し、良好な緑地環境の維持･保全に努めます。

②河川環境の保全

河川周辺の自然環境の維持・保全に努めます。

・利根川、片品川、薄根川などの河川は、多様な生物の生息地であるため、市民との協働のもと、周辺の自然環境の維持・保全に努めます。
・河川沿いの親水空間は、魅力的な市民の憩いの場、レクリエーションの場として、水辺の活用に努めます。

（２）都市と自然が調和した美しい景観の形成

・複合住宅市街地、住宅市街地、田園集落地、商業地等、市街地の特性に応じて、都市と自然が調和した美しい景観の創出を公園整備等と連動する様に努めます。
・個性豊かな景観形成を行うため、景観形成方針等の検討に努めます。

①街なみ景観の形成

市街地再整備にあわせて、良好な街なみ景観の形成を目指します。

・国道 17 号や国道 120 号の沿道は、本市のイメージを決定付ける重要な地域であるため、市街地の再整備にあわせて、街路樹等の整備や屋外広告物の規制等を図り、良好な街なみ景観の形成を目指します。

②田園景観の維持・保全

優良農地と田園景観の維持・保全、規制・誘導に努めます。

・良好な農地と水路による田園景観の維持・保全、景観を構成する屋外広告物・建物の形状や色彩等の規制・誘導に努めます。

③実効力のある景観誘導策の検討

街なみ景観の保全・形成を促進するために、景観形成ルール等の検討に努めます。

・街なみ景観の形成を図るため、地区計画制度等の活用やガイドラインの策定等、実効力のある景観誘導策の検討に努めます。
・景観に対する市民意識の啓発を行うとともに、市民や関係機関との協働による検討体制の構築を目指します。

（３）歴史文化・観光資源等の活用と交流人口の創出

・豊かな自然環境や史跡等の歴史文化資源、各種観光資源を活かして余暇活動やレクリエーションを楽しみ、市民や沼田を訪れる人々が、快適に過ごせるような観光・レクリエーション環境づくりの検討を進めます。

・農地の保全や農業振興を図り、観光農園や体験農園、市民農園等の活用を促し、農林業を活かした新たな観光産業や定住環境の創出について関係機関とともに検討を進めます。

①歴史文化資源の保全と活用

歴史文化資源の保全・活用に努めます。

・沼田城跡をはじめとする市内に点在する史跡、城跡、神社仏閣等の歴史文化資源の維持･保全に努めます。
・歴史文化資源の周辺を、観光レクリエーションの交流拠点等として活用を目指します。

②観光地等の景観形成

観光地等にふさわしい魅力的な景観形成に努めます。

・観光地における良好な自然環境や歴史文化資源の維持･保全を図るとともに、観光地にふさわしい建物やサイン・看板の設置、通りの名前づけ等を誘導し、魅力的な観光地の景観形成に努めます。
・景観の形成・維持・保全の方策として、準都市計画区域や景観法等適用の検討を進めます。

③歴史文化･観光資源のネットワーク化

歴史文化･観光資源等の観光ネットワーク化、わかりやすいサインによる誘導に努めます。

・城跡等の歴史文化資源、玉原高原や老神温泉等の観光資源、サラダパークや観光農園等の体験型観光施設など、市内に点在する歴史文化・観光資源を結ぶ観光ネットワークづくりや、グリーンツーリズム等を行える環境づくりの検討を進めます。
・ＪＲ沼田駅、沼田ＩＣから各地への連絡の強化を図るため、わかりやすいサインや標識、効果的な情報提供やＰＲ方法等について検討を進めます。

④農地の多面的活用

農地の多面的な活用方策、新たな観光産業の創出について検討を進めます。

・営農環境の保全を図り、市民農園や観光農園のほか、学童農園や福祉農園、市外の人々も利用できる体験農園や農業教育施設の運営など、農地の多面的な活用方策を検討し、交流人口の増加を目指します。また、これらの活動を促進・支援する施策や、農林業を活かした新しい観光産業や定住環境の創出等について関係機関とともに検討を進めます。

４．安全安心まちづくりに関する方針　－安全で暮らしやすい市街地の再生－

（１）災害に強いまちづくり

・地域防災計画に基づいて、災害時の避難経路や避難場所の確保、建物の不燃化や耐震化、まちの緑化等を市民との協働により推進し、誰もが安心して住み続けることができる災害に強いまちづくりに努めます。

①安全な都市基盤づくり

避難場所や避難経路、災害物資の輸送路やライフラインの確保を図り、災害に強い安全な都市基盤づくりに努めます。

・公共施設や公園等を非常時の避難場所として確保することに努めます。
・道路の耐震性向上、沿道空間の不燃化等、延焼遮断帯づくりを促進し、避難や災害復旧時の緊急輸送機能確保に努めます。
・狭隘（きょうあい）道路の解消を促進し、消防車、救急車等の通行を確保するとともに、ライフラインの耐震性の向上に努めます。

②災害に強い市街地の形成

無秩序な市街化の抑制、建物の不燃化・耐震化を促進し、緑化などを進め延焼防止機能の向上に努めます。

・無秩序な市街地の拡大を抑制し、延焼防止対策を図るとともに、防災上重要な公共施設をはじめ、医療・福祉施設等の耐震化・不燃化を促進し、災害に強い市街地の形成を目指します。
・市街地整備や個別更新等にあわせて、敷地内緑化、空地の緑化等を促進し、延焼防止機能の向上、消防水利の確保につとめます。

③各種防災機能等の向上

避難場所や避難経路、延焼遮断帯等の防災機能の向上に努め、がけ崩れ等の危険区域に対する対応策を検討します。

・災害直後の避難から救援・復興までに、市民生活を支える避難場所等においては、防災備蓄倉庫の設置・充実を図るなど、市民とともに防災拠点機能の向上に努めます。
・がけ崩れ等の危険性が想定される区域では、急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域の指定等により、関係機関と協議しながら安全対策を検討します。
・降雪時に排・除雪の対応が必要となる危険箇所等の調査を行い、市民と協働して安全な市内交通の確保に努めます。

④災害情報の適切な周知

日常の情報伝達手段の見直しによって、的確な情報提供を行います。

・日頃からの防災活動の促進やハザードマップ等の活用による適切な情報提供に努めます。また、防災行政無線、ＦＭ放送、河川スピーカー、携帯電話の活用等について、関係機関と協議し、的確な情報提供に努めます。
・自主防災組織や福祉団体等との連携による避難訓練や救援訓練等を行い、日頃から適切な情報が市民に伝わる体制づくりを目指します。

（２）安心して暮らせるまちづくり

・道路や公園、駐車場などの死角の除去、違法駐車の抑制、防犯灯の適正な配置、空き家対策など、市民との協働により防犯環境の水準を高め、防犯まちづくりに努めます。

①防犯まちづくりの推進

犯罪の起きにくいまちづくりを進めるため、官民協働の防犯体制を整えます。

・犯罪の起きにくいまちづくりを進めるために、見通しの確保、違法駐車の抑制、防犯灯の設置など、市民とともに防犯環境設計の考えに基づき、市街地の防犯環境水準を高めていきます。
・見通しのよくない公園の樹木の管理や日常の防犯活動については、市民、行政区、警察、行政との協力体制を整えるとともに、市民の防犯意識を高めていきます。
・空き家対策などを講じることにより、周辺の環境悪化を防止します。

（３）人にやさしいまちづくり

・誰もが日常的に利用する道路や歩行空間、駅舎、大規模商業施設などにおいては、ユニバーサルデザインの視点に立って、誰もが安心して活動できる、人にやさしいまちづくりに努めます。

①安心して活動できる都市空間の整備

ユニバーサルデザインの視点に立って、誰もが安心して活動できる都市空間づくりを進めます。

・ユニバーサルデザインの視点に立って、道路や歩行空間などの交通関連施設の改良を促進するなど、公共交通機関の利便性を高め、誰もが移動しやすい交通環境づくりを進めます。
・買物や余暇活動、医療・福祉や行政サービスの利用など、日常の暮らしを支える主要な施設についても、誰もが安心して利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方を導入します。